

平成 30 年 8 月 31 日

会 員 各 位

鹿児島県経営者協会
労務雇用対策委員長 岩元 純吉

「第 1 回労務雇用対策委員会」開催について（ご案内）

拝啓 晩夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、働き方改革の大きな柱である「同一労働同一賃金」への対応は、企業にとってコスト増の懸念や現制度の見直し等を含む悩ましい問題であります。

この問題につきましては、正規社員と非正規社員の待遇差の内容が焦点になっており、今年 6 月 1 日に最高裁判決が示されたものの、法の解釈や企業の対応すべき点など今後、企業実務においても様々な影響が及ぶことが想定されます。

また、今年 4 月から無期転換申込権が発生している無期転換制度についてもこの問題が関わってくることから再度、留意点などについて確認しておくべきといえます。

そこで今回は同一労働同一賃金の解説と企業の対応策などについて弁護士の先生にお話を伺います。

皆様にはご多忙のところ恐縮に存じますが、多数のご参加をお願い申し上げます。（複数の参加も可能です）

敬具

記

- 1) 日 時 平成 30 年 10 月 3 日（水）13 時 30 分 ～ 15 時
- 2) 場 所 ホテル・レクストン鹿児島／サルビア（TEL099-222-0505）
- 3) テー マ 「同一労働同一賃金について、無期転換制度も含めて」（仮題）
- 4) ゲ ス ト 桃木野総合法律事務所 弁護士 桃木野 聡 氏

以上

鹿児島県経営者協会（ご回答は、Fax 099-225-0402 にてお願いします）（30-10-3）

第 1 回労務雇用対策委員会 出欠通知

* 出席します（含・代理）

* 欠席します

会社名 _____

ご氏名 _____

ご氏名 _____

（ネームカードを準備いたしますので、ご変更の場合は事務局までご連絡ください）
鹿児島市名山町 1-3-82 鹿児島ビル（TEL 099-222-3489 Fax 099-225-0402）